

## 龍澤寺秋葉山講中規約

- 一、この講中は、龍澤寺秋葉山講中と称す。
- 二、この講中の事務所を龍澤寺境内に置く。
- 三、この講中は、秋葉三尺坊大権現及び不動尊を信仰し、講員相互の親睦をはかり、健全な家庭と社会の進運に精進するを目的とする。
- 四、講員は前条の目的に賛同する者を以って講員とし講中を組織する。
- 五、講中に次の役員を置く。
  - 一、総裁 二、講長 三、副講長：：二名 四、世話役員：：若干名
  - 五、庶務 六、会計 七、会計監査：：二名 八、演芸係：：一名
- 六、講長は、講中を統理し、会議を招集しその運営を図る。
- 副講長は、講長を補佐し、講長事故ある時は、その任務を代理する。
- 世話役は、講長の指示により講中の運営に従事する。
- 七、この講中には顧問を置くことが出来る。
- ※顧問は必要に応じ、講義に参画しその諮問に応える。
- 八、龍澤寺の住職を講中の総裁とする。
- 九、役員任期は、三年とする。但し、再任は妨げない。原則、役員会にて審議し、總會において承認を得るものとする。
- 一〇、講員が死亡した時、花輪一基を贈る。
- 一一、講中の会議は、定時總會、臨時總會及び役員会とする。定時總會は年一回とする。但し、その時の状況により總會に關しては書面開催することが出来る。
- 一二、講中の行事は、下記の通りとする。
  - ・お精進会 春、秋各一回
  - ・祭礼 年各一回
- 一三、講中行事の経費は役員会に於いてその都度決める。
- 一四、規約の変更は總會に於いて決める。
- 一五、この規約は昭和三十七年十二月一日より実施する。

(昭和三十七年十二月 一日 制定)

(平成二十年 四月 一日 改正)

(令和 三年 四月 四日 改正)